ITERジャイロトロン用
加速電源ケーブルの購入
Purchase of the acceleration power supply cables for the ITER gyrotron

仕　様　書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
炉工学基盤研究開発部 RF加熱開発グループ

目次

１．一般仕様 3
1.1　件名 3
1.2　目的 3
1.3　納入品 3
1.4　納期 4
1.5　納入場所及び納入条件 4
1.6　検査条件 4
1.7　提出図書 4
1.8　支給品及び貸与品 5
1.9　技術情報及び成果の公開 5
1.10　品質保証 6
1.11　打合せ、承認ポイント、監査 9
1.12　安全管理 10
1.13　特記事項 10
1.14　知的財産権等 10
1.15　免税輸入 11
1.16　グリーン購入法の推進 11
1.17　協議 11
別紙-1 イーター調達取決めに係る調達契約の品質保証に関する特約条項 12
別紙-2 知的財産権特約条項 19
別紙-3 イーター調達に係る貨物の免税輸入について 26

１．一般仕様

1.1　件名

ITER ジャイロトロン用加速電源ケーブルの購入

1.2　目的

ITERでは、周波数170ギガヘルツの大電力の電磁波をプラズマに入射することで、プラズマ中の電子加熱及び電流駆動の制御を行う。その大電力電磁波の発振源がITERジャイロトロンである。国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は、ITERへのジャイロトロン及び加速電源など補器の調達を担当している。加速電源は、ジャイロトロンの電極に高電圧を供給するとともに、ジャイロトロンの発振シーケンスや、変調に伴う制御を行う機器である。本件は、加速電源からの出力をジャイロトロン電極に接続するケーブルやレセプタクルを購入するための仕様を定めたものである。

1.3　納入品

以下に示すケーブル(一部、アッセンブリケーブルを含む)及びプラグと、提出図書を納入すること。納入品はすべて相当品を可とする。なお、納入品について ITER 機構からの指示により、契約締結後でもプラグ、レセプタクルを変更する可能性がある。

1）ITER ジャイロトロン用加速電源ケーブルの購入

・DSI社製HVケーブル

型式：2125：800m　・・・1式

ケーブルドラムにて納入すること。ただし、ドラムごとのケーブル長は100m巻とする。

・GES社製HVプラグ

型式：KS155 PTFE Cable mount plug　・・・80式

・GES社製HVプラグ

型式：KS165 PTFE Cable mount plug　・・・40式

・GES社製HVレセプタクル

型式GB155 PTFE Panel mount receptacle(気中タイプ)　・・・40式

・HV レセプタクルR41031/M　・・・20式

・DSI社製HVケーブル/Hivolt.de社製HVプラグ（※）

型式：2243TTJ　ケーブル長　3m　・・・20式

型式：R10プラグ+F22729コレットフランジ　・・・40式

※納入時は、両端をHVプラグで端末処理されたものを納入すること。

2) 提出図書・・・1式

1.4　納期

令和9年6月30日（2027年6月30日）　　・・・1式

1.5　納入場所及び納入条件

(1)納入場所

茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所(以下「那珂研」という。)

JT-60 付属実験棟

（紙媒体）

QST 那珂研

RF 加熱開発グループ担当者

なお、文書管理のため下記にも e-mail にて提出図書 1 部を送付すること。

QST 那珂研 JADA 文書管理センター

e-mail: iter-dmc@qst.go.jp

(2)納入条件

持込渡し

1.6　検査条件

1.5に示す納入場所に納入後、員数検査、外観検査、ならびに提出図書の内容確認をもって検査合格とする。

1.7　提出図書

受注者は、表 1 に記す図書を QST に提出すること。提出図書（紙媒体）は A4/A3 サイズであること。

表 1　提出図書の一覧

図書名	提出期限	電子ファイル	電子ファイル形式	紙媒体	QST の確認
		和文/英文		和文/英文	
確認図※1	製作開始前	1 部	PDF	1 部	要
試験検査要領書※1	試験検査前	1 部	PDF	1 部	要
完成図	試験検査開始前	1 部	PDF	1 部	不要

試験検査成績書	試験検査終了後速やかに	1部	PDF	1部	要
打合せ議事録※2	打合せ後1週間以内	1部	Word	1部	要
その他QSTが要求する書類	随時	都度協議	都度協議	都度協議	都度協議

※1：1式目以降は不要とする。

※2：打合せ議事録については、和文のみの提出とすること。

（提出場所）

- 紙媒体：QST　那珂研　JT-60付属実験棟
- 電子ファイル：契約後に提示するe-mailアドレスに送付。

なお、文書管理のため下記にもe-mailにて提出図書1部を送付すること。

QST　那珂研　文書管理センター

e-mail: iter-dmc@ml.qst.go.jp

（確認方法）

QSTは、確認のために提出された図書を受領したときは、確認日を記載した確認印を押印して保存する。確認時に修正及び再検討の必要がある場合には、修正や再検討を指示し、再提出されたものを確認する。また、確認日までに確認を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、受理したものとする。

ただし、「再委託承諾願」は、QST確認後、書面にて回答するものとする。

（電子ファイルによる提出に関する留意点）

ウイルスチェックを実施すること。

1.8　支給品及び貸与品

無し

1.9　技術情報及び成果の公開

技術情報及び成果の公開

受注者が、本業務の実施に当たり、知り得た情報・成果のうち、QSTが機密情報でないと認めた情報、成果については、あらかじめ書面によりQSTの承認を得ることで、第三者へ開示できることとする。また、QSTが本契約に関しその目的を達成するため、受注者の保有する機密情報ではない技術情報を無償でQSTに提供するものとする。

1.10　品質保証

・本契約の品質保証に係る要求事項は、別紙-1「イーター調達取決めに係る調達契約の品質保証に関する特約条項」に定められたとおりとする。

・受注者は、本契約の履行にあたり次に定める品質保証活動に係る要求事項を文書化された手順により確立し、作業を行うこと。この手順には、受注者の品質保証プログラム（品質マニュアル）を適用しても良い。なお、受注者は、QSTから要求があった場合には、本契約の適切な管理運営を証明するために必要な文書及びデータを提供すること。

・受注者の管理すべき品質保証要求事項（本契約の履行に係る項目のみ適用する。）

(1)業務実施計画

(2)契約内容の確認（変更管理を含む。）

(3)設計管理

・設計レビュー

・設計変更管理

(4)購買管理

(5)製作管理

・工程管理

・特殊工程の管理

・識別及びトレーサビリティ

・支給品の管理

(6)試験検査

・試験検査の管理

・試験計測機器の管理

(7)コンピュータプログラム及びデータの管理

(8)不適合の管理

(9)作業従事者の力量

(10) 文書及び記録管理

・受注者は製作機器の内、受注者が使用する業務委託会社についても品質保証活動を保証すること。業務委託会社がこれを満たさなかった場合、受注者は業務委託会社の施設等において品質を確立/維持するために必要な全ての活動の責任を負うものとする。

また、ITER用に製作する機器の品質分類の等級に基づいて以下の要求事項がある。なお、ジャイロトロン調達対象機器の品質分類は、表1.10.1に示すとおりであり、

本契約の購入調達機器は品質クラス4 である。

表 1.10.1　品質分類の等級に基づく要求事項の一覧

<table>
<tr><th></th><th>品質クラス 1、２ (QC1,2)</th><th>品質クラス 3 (QC3)</th></tr>
<tr><td>設計</td><td>設計レビューと独立検証を含む設計管理</td><td>当事者間の他の合意が無い限り、設計レビュー及び独立検証は不要</td></tr>
<tr><td>ソフトウエア／モデル</td><td>ライフサイクル管理を含む設計、運転に使用するソフトウエア及びモデルの許容
使用するソフトウエアの同定とモデルの使用の評価</td><td>当事者間の他の合意が無い限り不要</td></tr>
<tr><td rowspan="7">調達／文書・記録</td><td>品質計画書(Quality Plan)</td><td>品質計画書(Quality Plan)</td></tr>
<tr><td>検査・試験計画書（Inspection Plan)</td><td rowspan="3">当事者間の他の合意が無い限り不要</td></tr>
<tr><td>適合基準のレビュー
特殊工程のクオリフィケーションのレビュー</td></tr>
<tr><td>製作関連図書（納入時）</td></tr>
<tr><td>規格基準に基づくコンプライアンス宣言、材料証明及び検査図書(納入時)</td><td>規格基準に基づくコンプライアンス宣言、材料証明及び検査図書</td></tr>
<tr><td>リリースノート(所有権移転時)</td><td>リリースノート(所有権移転時)</td></tr>
<tr><td>完成図書(所有権移転時)</td><td>完成図書(所有権移転時)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">製作</td><td>製作・検査計画書(MIP)</td><td rowspan="2">当事者間の他の合意が無い限り不要</td></tr>
<tr><td>製作レビュー(MRR)</td></tr>
<tr><td>品質管理</td><td>表 11.1.2、表 11.1.3 による</td><td>表 11.1.2、表 11.1.3 による</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建設、据付、アセンブリ</td><td>検査計画書</td><td>検査計画書</td></tr>
<tr><td>建設レビュー</td><td>建設レビュー</td></tr>
<tr><td>品質監査</td><td>メーカーでの受注者監査</td><td>当事者間の他の合意により省略
あるいは
文書レビューによる確認</td></tr>
<tr><td rowspan="4">製品の納入・輸送</td><td>リリースノート
輸送通知書</td><td>リリースノート
輸送通知書</td></tr>
<tr><td>輸送計画書</td><td rowspan="3">当事者間の他の合意が無い限り不要</td></tr>
<tr><td>サンプリング等による最低限の検査・検証</td></tr>
<tr><td>QST の要求又は製作者の手順書に基づく保管・保存</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">注記：
(1) *クラス４のシステム及び機器は特段のＱＡ要求事項はない。*
(2) *‘独立’とは、基の設計者に含まれない個人、グループ、部署、部門を意味する。‘独立’はまた第三者機関を指してもよい。*</td></tr>
</table>

1.10.1 品質分類に基づく検査・確認内容

品質クラスに応じて表 1.10.2 で規定される品質管理レベル（契約業務で実施すべき検査・確認ポイントの程度を規定する管理基準）に基づき、表 1.10.3 で規定されるポイントで検査・確認を実施する。これらの検査・確認ポイントは表 1.10.1 の検査・試験計画書（製作検査計画書(MIP)を含む）に記載する。

品質管理レベルに基づく検査及び確認の頻度／程度は、立会検査や受注者監査等の結果

が良好な場合は、

QST 担当者との協議に基づき、条件を緩和することができるものとする。

表 1.10.2 品質クラスと品質管理レベルの関係

品質クラス	品質管理レベル
クラス１ (QC1)	レベル１ (QCL1)
クラス２ (QC2)	レベル２ (QCL2)
クラス３ (QC3)	レベル３ (QCL3)

表 1.10.3 品質分類に基づく検査・確認ポイント

<table>
<tr><th rowspan="2">項　目</th><th colspan="3">品質管理レベル</th></tr>
<tr><th>レベル 1</th><th>レベル 2</th><th>レベル 3</th></tr>
<tr><td>製作レビュー
(MRR)</td><td>・MRR 実施時</td><td>・MRR 実施時</td><td>―</td></tr>
<tr><td>材料調達</td><td>・基準を満たさない場合に重大なリスクを及ぼす可能性がある場合</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>(新しい手法などの)重要とみなされる特殊作業手順(成形、切削、熱処理など)</td><td>・(曲げ加工等の)基準を満たさない場合に重大なリスクを及ぼす可能性がある場合(プロセスの認定用)
・初回検査
・定期的な検査</td><td>・初回検査
・基準を満たさない場合に重大なリスクを及ぼす可能性がある場合</td><td>・基準を満たさない場合に重大なリスクを及ぼす可能性がある場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">溶接方法</td><td>・溶接認証のモックアップ確認試験(スポットチェック)
・溶接認証(WPQR, WPQ など)</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>・溶接の重要作業(仮組、初回活動、溶接材料の保管状態、溶接記録確認など)</td><td colspan="2">・重要で前例のない初回の作業(仮組、初回活動、溶接材料の保管状態、溶接記録確認など)
・その後、ランダムに確認</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非破壊検査(NDT)及び関連プロセス</td><td>・NDE の重要な作業(加工・成形後の VT/DT/PT/UT、溶接前・中・後の VT/DT/PT/UT/RT など)</td><td colspan="2">・重要で前例のない初回の作業(加工・成形後の VT/DT/PT/UT、溶接前・中・後の VT/DT/PT/UT/RT など)
・その後、ランダムに確認</td></tr>
<tr><td colspan="3">メーカーによる検査完了後の解析報告を含む変更履歴資料のレビューと承認</td></tr>
<tr><td>補修方法</td><td>補修の難易度による補修作業と検査への立会</td><td colspan="2">・基準を満たさない場合に重大なリスクを及ぼす可能性がある場合</td></tr>
<tr><td>最終目視検査・寸法チェック</td><td>重大なリスクがあると判断された場合</td><td>重大なリスクがあると判断された場合</td><td>―</td></tr>
<tr><td>特殊試験(リーク試験、モーター動作試験など)</td><td colspan="3">重大なリスクがあると判断された場合</td></tr>
<tr><td>圧力強度試験</td><td colspan="3">PE 及び NPE (*)が適用される場合で、重大なリスクがあると判断された場合</td></tr>
<tr><td>最終受入試験(FAT)</td><td colspan="3">重大なリスクがあると判断された場合</td></tr>
<tr><td>清掃、酸洗、表面安定化処理取扱・梱包、輸送、保管</td><td>・基準を満たさない場合に重大なリスクを及ぼす可能性がある場合</td><td>―</td><td>―</td></tr>
</table>

注記：(*) フランスの圧力容器規制(PE),原子力圧力容器規制(NPE)

注記：検査成績書に要求される内容

- EN10204 Type 3.1
- 供給する製品が要求事項を満足していることを宣言する製造者によって作成された検査結果を含む文書
- 文書は、製造部門から独立した製造者のオーソライズされた検査員により検証される。

- EN10204 Type 2.1
- 供給する製品が要求事項を満足していることを製造者が宣言する検査結果を含まない文書

1.11 打合せ、承認ポイント、監査

1.11.1 打合せ

(1) 受注者は、QSTと常に緊密な連絡を保ち、必要に応じて打合せを行うこと。打合せの形態は、対面以外にも、web会議などを含めるものとする。

(2) 受注者は、打合せ実施後、打合せ議事録を作成し、速やかにQSTに提出すること。

(3) 受注者は、QSTからの質問事項に対して速やかに回答すること。

1.11.2 承認ポイント

表1の提出図書の一覧に示す通り、QSTの確認を要する図書については、QSTから承認を得るまで次の工程に進めないものとする。ただし、図書提出から14歴日以上経過した場合は、QSTが承認したとして、次の工程に進んで良いとする。

1.11.3 監査

(1) QSTは、本契約締結後1年以内に受注者の品質保証に係る監査を行う。

(2) 前回の監査から14ヶ月以内に再度監査を実施する。

(3) ただし、受注者がISO9001-2015の認証を有し、当該業務の範囲について受注者による内部監査あるいは第3者による監査を実施している場合は、その監査結果についてQSTに報告することで(2)項の監査に代えることができる。

(4) (3)項が適用できる場合でも、前回監査から3年以内に再度監査を実施する。

(5) 本契約の内、品質に係る重要業務をアウトソースする場合は、必要に応じて当該業務のアウトソース先の業務の実施状況の確認も本監査に含むことができるものとする。

(6) 監査の時期及び実施する範囲は、監査を実施する少なくとも14日前に受注者に通知されるものとする。

1.12　安全管理

(1) 作業計画に際し綿密かつ無理のない工程を組み、材料、労働安全対策等の準備を行い、作業の安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図ること。
また、作業遂行上既設物の保護及び第三者への損害防止にも留意し、必要な措置を講ずるとともに、火災その他の事故防止に努めるものとする。

(2) 作業現場の安全衛生管理は、法令に従い受注者の責任において自主的に行うこと。

(3) 受注者は、作業着手に先立ち QST と安全について十分に打合せを行った後着手すること。

(4) 受注者は、作業現場の見やすい位置に、作業責任者名及び連絡先等を表示すること。

(5) 作業中は、常に整理整頓を心掛ける等、安全及び衛生面に十分留意すること。

(6) 受注者は、本作業に使用する機器、装置の中で地震等により安全を損なう恐れのあるものについては、転倒防止策等を施すこと。

1.13　特記事項

受注者は、本件を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を QST の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、又は特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により QST の承認を受けた場合はこの限りではない。

1.14　知的財産権等

1.14.1　知的財産権の取扱い

本契約の知的財産権の取扱いについては、別紙－２「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1.14.2　技術情報の開示制限

(1) 受注者は、本契約を実施することにより得た技術情報を第三者に対して開示しようとするときは、あらかじめ書面により QST の承認を得なければならない。

(2) QST が本契約に関して、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要が生じた場合は、両者協議の上、受注者は当該情報を QST に無償で提供するものとする。

(3) QST は、前項により受注者より提供を受けた技術情報については、受注者の同意なく第三者に提供しないものとする。

1.14.3　成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は、特定の第三者に提供しようとするときは、あらかじめ書面によりQSTの承認を得なければならない。

1.15　免税輸入

免税輸入の取り扱いについては、別紙－３「イーター調達に係る貨物の免税輸入について」に定められたとおりとする。

1.16　グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、ＯＡ機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める納入印刷物については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.17　協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議の上、その決定に従うものとする。

別紙-1 イーター調達取決めに係る調達契約の品質保証に関する特約条項

本契約については、契約一般条項によるほか、次の特約条項（以下「本特約条項」という。）による。

（定義）

第１条　本契約において「協定」とは、「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定」をいう。

２　本契約において「イーター機構」とは、協定により設立された「イーター国際核融合エネルギー機構」をいう。

３　本契約において「加盟者」とは、協定の締約者をいう。

４　本契約において「国内機関」とは、各加盟者がイーター機構への貢献を行うに当たって、その実施機関として指定する法人をいう。

５　本契約において「フランス規制当局」とは、イーター建設地であるフランスの法令に基づき契約物品に関して規制、許認可を行う権限を有する団体をいう。

（品質保証活動）

第２条　乙は、本契約書及びこの契約書に附属する仕様書（以下「契約書等」という。）の要求事項に合致させるため本契約内容の品質を管理するものとする。

（品質保証プログラム）

第３条　乙は、本契約の履行に当たっては、乙の品質保証プログラムを適用する。このプログラムは、国の登録を受けた機関により認証されたもの（2018/9/14 までは ISO9001-2008、それ以降は ISO9001-2015 等）で、かつ、本特約条項に従って契約を履行することができるものとする。ただし、これによることができないときは、甲により承認を得た品質保証プログラムを適用することができる。

（品質重要度分類）

第４条　乙は、適切な製品品質を維持するため、安全性、信頼性、性能等の重要度に応じて甲が定める本契約内容の等級に従って管理を実施しなければならない。契約物品の等級及び等級に応じた要求事項は、仕様書に定める。

（疑義の処置）

第５条　乙は、本契約書等に定める要求事項に疑義又は困難がある場合には、作業を

開始する前に甲に書面にて通知し、その指示に従わなければならない。

（逸脱許可）

第６条　乙は、契約物品について、契約書等に定める要求事項からの逸脱許可が必要と思われる状況が生じた場合は、当該逸脱許可の申請を速やかに甲に提出するものとする。甲は、乙からの申請に基づき、当該逸脱許可の諾否について検討し、その結果を乙に通知するものとする。

（不適合の処理）

第７条　乙は、契約物品が契約書等の要求事項に適合しないとき又は適合しないことが見込まれるときは、遅滞なくその内容を甲に書面にて通知し、その指示に従わなければならない。

（重大不適合の処置）

第８条　乙は、重大不適合が発生した場合、直ちにその内容を甲に報告するとともに、プロジェクトへの影響を最小限に抑え、要求された品質を維持するため、その処置方法を検討し、速やかに甲に提案し、その承認を得なければならない。

（作業場所の通知）

第９条　乙は、本契約締結後、本契約の履行に必要なすべての作業場所を特定し、本契約に係る作業の着手前に、甲に書面にて通知するものとする。当該通知には、本契約の履行のために、乙が本契約の一部を履行させる下請負人の作業場所を含む。

（受注者監査）

第１０条　甲は、乙に対して事前に通知することにより、乙の品質保証に係る受注者監査を実施できるものとする。

（立入り権）

第１１条　乙は、本契約の履行状況を確認するため、甲、イーター機構、本契約の活動に関連する日本以外の加盟者の国内機関、フランス規制当局及びそれらから委託された第三者が、第９条に基づき特定した作業場所に立ち入る権利を有することに同意する。

２　前項に定める立入り権に基づく作業場所への立入りは、契約書等に定める中間検査等への立会い及び定期レビュー会合への参加の他、乙に対して事前に通知することにより、必要に応じて実施することができるものとする。

（文書へのアクセス）

第１２条　乙は、甲の求めに応じ、本契約の適切な管理運営を証明するために必要な文書及びデータを提供するものとする。

（作業停止の権限）

第１３条　甲は、乙が本契約の履行に当たって、契約書等の要求事項を満足できないことが認められる等、必要な場合は、乙に作業の停止を命じることができる。

２　乙は、甲から作業停止命令が発せられた場合には、可及的速やかに当該作業を停止し、甲の指示に従い要求事項を満足するよう必要な措置を講ずるものとする。

（下請負人に対する責任）

第１４条　乙は、下請負人に対し、本契約の一部を履行させる場合、本特約条項に基づく乙の一切の義務を乙の責任において当該下請負人に遵守させるものとする。

（情報のイーター機構等への提供）

第１５条　乙は、本契約の履行過程で甲に伝達された情報が、必要に応じてイーター機構及びフランス規制当局に提供される場合があることにあらかじめ同意するものとする。

Special Terms and Conditions on Quality Assurance for the Contract relating to the ITER Agreement between National Institutes for Quantum and Radiological Science and Technology (QST) and_____(the Company)

This Contract is subject to the following provisions in addition to the General Terms and Conditions of the Contract:

1. Definition

1.1 The term "Agreement" shall mean "Agreement on the Establishment of the ITER International Fusion Energy Organization for the Joint Implementation of the ITER Project."

1.2 The term "ITER Organization" shall mean the ITER International Fusion Energy Organization that has been established pursuant to the Agreement.

1.3 The term "Member(s)" shall mean the party(ies) to the Agreement.

1.4 The term "Domestic Agency" shall mean the legal entity designated as an implementing agency by each Member through which the Member shall provide its contributions to the ITER Organization.

1.5 The term "French Regulatory Authority" shall mean bodies authorized to regulate, permit, license and approve in ways related to the contract item under the laws and regulations of the French Republic where the ITER construction site is located.

2. Quality Assurance Activities

The Company shall be responsible for the quality control of the item under this Contract to ensure its conformity with the requirements of this Contract and other specifications attached thereto (hereinafter referred to as "Contract Documentation")

3. Quality Assurance Program

The Company shall ensure that a quality assurance program shall apply in its performance of this Contract. The program certified by a nationally registered accreditation organization (such as ISO9001-2008) and enable the Company to perform this Contract according to the Special Terms and Conditions is required to be used. However, in the event that such a program is not available for the Company, a quality assurance program of the Company approved by QST may be used in its stead.

4. Quality Classification

In order to perform appropriate control in terms of quality assurance, the Company shall ensure that quality assurance activities are performed based on a graded approach in accordance with the levels of safety, reliability and quality of the item. The classification of the item and the requirements of each class shall be defined in the specifications.

5. Questions or Doubts

In case of any questions or doubts with reference to the requirements set forth in the Contract Documentation, the Company shall so notify QST and seek its instructions in writing prior to the start of work under this Contract.

6. Deviation Request

In the event that the Company deems it necessary to obtain permission for departure from the requirements set forth in the Contract Documentation, the Company shall immediately submit deviation request to QST. QST shall notify the Company of its approval or disapproval after reviewing the request.

7. Non-Conformance

When the item does not comply with, or is estimated not to comply with, the requirements set forth in the Contract Documentation, the Company shall notify QST of the details of such non-conformance and seek its instructions in writing without delay.

8. Major Non-Conformance

In the event of any major non-conformance, the Company shall immediately notify its details to QST and submit a remedial plan and seek the approval of QST to minimize the negative impact of such non-conformance and maintain the required quality of the item.

9. Working Places

The Company shall notify QST of all working places necessary for the performance of this Contract, including, but not limited to, premises and/or facilities of the Company and/or its suppliers and/or subcontractors, prior to the start of the work under this Contract.

10. Audit

QST, with prior notice to the Company, may audit the Company to verify the status of its quality assurance in the performance of this Contract.

11. Right of Access

11.1 The Company shall agree that (i) QST, (ii) the ITER Organization, (iii) the other Domestic Agencies concerned and (iv) the French Safety Authority or a third party nominated by the foregoing, have a right of access to the working places identified in accordance with Article 9 in order to confirm the status of the performance of this Contract.

11.2 Access to the working places based on the right defined in the previous paragraph, shall be required not only for the purpose as specified in the Contract Documentation, such as intermediate inspections and periodic review meetings, but also for other purposes, as required, by giving prior notice to the Company.

12. Access to Documents and Data

The Company shall provide QST, at its request, with documents and data necessary for certifying its proper management of this Contract.

13. Stop Work Authority

13.1 QST is authorized to order the Company to stop the work under this Contract in case QST deems it necessary to do so, including but not limited to the case where QST judges that the Company cannot fulfill the requirements set forth in the Contract Documentation.

13.2 The Company shall stop the work as soon as practicable upon receipt of such order from QST and take measures necessary for fulfilling the requirements in accordance with the instructions to be given by QST.

14. Suppliers and Subcontractors

In the event that the Company has part of this Contract performed by suppliers and/or subcontractors, the Company shall, on its own responsibility, cause them to fulfill all of its obligations under the Special Terms and Conditions.

15. Provision of Information to the ITER Organization, etc.

The Company shall hereby agree that the information transferred from the Company to QST in the course of the performance of this Contract may be provided to the ITER Organization and the French Regulatory Authority, as required.

別紙-2 知的財産権特約条項

（知的財産権等の定義）

第１条　この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）

二　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

三　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）

四　前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

２　この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　特許権の対象となるものについてはその発明

二　実用新案権の対象となるものについてはその考案

三　意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、　育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出

３　この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第２条第５項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属）

第２条　甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のい

ずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

一　乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。

二　乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

三　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

四　乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ　子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ　承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第11条第１項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ　乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

２　乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。

３　乙は、第１項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

第３条　前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

２　乙は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第１項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）及び意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない 。

３　乙は、第１項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

４　乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第５条第４項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

５　乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

第４条　乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第２条から第６条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

２　乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第２条第１項第４号イからハまでに定める場合には、この限りでない。

３　乙は、第１項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

4　乙は、第１項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5　乙が第１項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第２条第１項各号及び第３項並びに第３条から第６条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

第５条　乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第２条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2　乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第２条第１項第４号イからハまでに定める場合は、この限りではない。

3　乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

4　乙は、第２項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5　甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が　甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄）

第６条　乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属）

第７条　甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

一　乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

二　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する 第三者に許諾する。

2　前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

3　乙は、第１項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転）

第８条　甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

第９条　甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施）

第10条　甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2　乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことに鑑み、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄）

第11条　甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

（著作権の帰属）

第12条　第２条第１項及び第７条第１項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

２　乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する 第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

３　乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

（合併等又は買収の場合の報告等）

第13条　乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合（乙の親会社が変更した場合を含む。第３項第１号において同じ。）は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

２　前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

３　乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一　合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二　前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三　移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

（秘密の保持）

第14条　甲及び乙は、第２条及び第７条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

（委任・下請負）

第15条　乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（協議）

第16条　第２条及び第７条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第17条　本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上

別紙-3 イーター調達に係る貨物の免税輸入について

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定（イーター協定）に基づき、イーターに係る貨物の日本国内機関(JADA)及びメーカー・商社による輸入関税及び引取りに係る内国消費税の免税輸入を可能とする例外的な措置について、以下の要件等を遵守することで免税法令の適用対象となることが出来ます。

1. 免税適用のための要件

(1) 免税適用となる貨物

・イーター活動（R&D 及びクォリフィケーションを含む）のためだけに使用される物品を適用対象とする。

・この内、完成品（本契約における納入品を言う）のみを適用対象とする。

・ただし、8 割方以上完成している物品については、ほぼ完成品の輸入とみなし、適用対象とする。

(2) 免税適用とならない貨物

・原材料及び資機材、並びに製作治具等。

・本契約締結日よりも前に輸入した物品。

・上記(1)に該当する物品と該当しない物品とが混在して輸入され、別個に通関申告が出来ない場合。

疑義が生じる場合には、輸入前に QST 担当者と別途協議するものとする。

2. 必要な手続き

(1) 1.(1)に該当する貨物を輸入する際には、輸入手続きを開始する前に必ず QST の契約担当者に申し出ること。免税適用に疑義がある場合も同様とする。

(2) 受注者は、輸入申告前に QST から発行される「確認書」の正本を受領し、輸入通関書類と併せて申告すること。

3. 契約に係る注意事項

・免税輸入通関のためには、通関申告前に、QST から通関を予定している税関に連絡する必要がある。(その際、輸入通関書類及び「確認書」(写し）の提出をしている)。

・契約に際しては、免税を加味しない金額で契約を実施するが、免税が適用された場合には、免税相当額を減額して支払うこととし、事前に書面をもって確認する。

・免税適用可否については、通関する担当税関が最終判断を担うが、(1)にて免税適用となりうる貨物に関しては、免税となるよう誠意をもってQST担当者と協力すること。

2.免税適用法令－抜粋（参考）

(1) 関税定率法（外交官用貨物等の免税）

第十六条　左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一　本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用品。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

(2) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（免税等）

第十三条　次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの（関税が無税とされている物品については、当該物品に関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。第三項において同じ。）を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

三　関税定率法第十六条第一項 各号（外交官用貨物等の免税）に掲げるもの

以上